

介護予防プラン等作成状況

	第1号被 保険者数 (※1)	認定状況		認定者数		プラン作成数		
		要支援 1・2	(全体)	要支援 1・2	(全体)	介護予防 ケアマネジメント (※2)	介護予防 支援	合計
平成24年度	22,699	1,502	4,080	1,323	4,435	1,097	9,425	10,522
令和2年度	26,117	1,166	4,039	1,603	5,383	5,145	7,045	12,190
令和3年度	26,436	1,208	4,056	1,664	5,506	5,481	7,107	12,588
令和4年度	26,613	1,268	4,145	1,798	5,625	5,594	7,699	13,293

※1：当該年度3/31時点。住所地特例対象者を除く

※2：H24年度については、二次予防対象者の介護予防ケアプラン数

全国介護保険担当課長会議資料

令和5年7月31日（月）

総務課

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

改正の趣旨

令和5年5月12日成立、5月19日公布

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
 - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
 - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
 - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
 - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
 - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
 - 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

地域包括支援センターの体制整備等

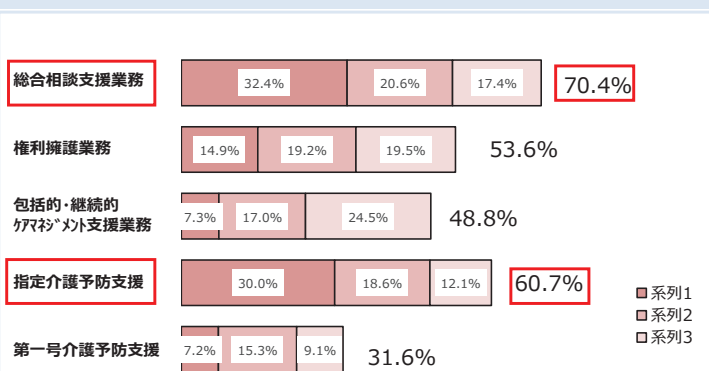
改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

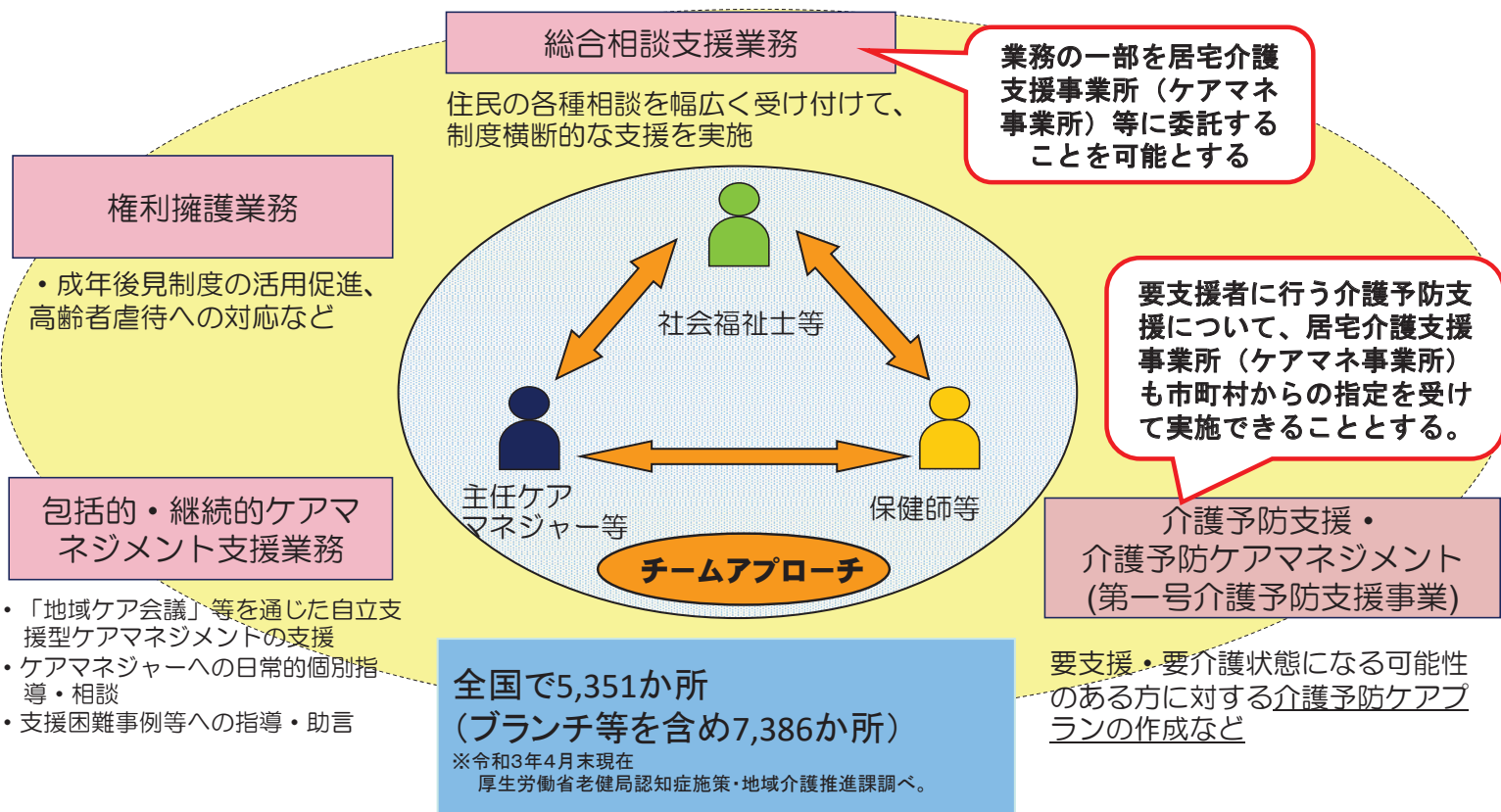
- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

負担に感じる業務（上位3つまで） ※1037センターからの回答を集計



地域包括支援センターについて

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。



全国介護保険担当課長会議資料

令和5年7月31日（月）

認知症施策・地域介護推進課

4. 地域包括支援センターの体制整備等について

(1) 地域包括支援センターに係る改正介護保険法の内容について

地域包括支援センター（以下4において「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

他方、高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景として、センターの業務負担は増大しており、昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見においても「センターの業務負担軽減を推進すべき」とされたところ。

こうした観点から、本年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（以下4において「令和5年改正法」という。）において、センターが効果的な業務を実施し、それぞれの地域における地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう、介護保険法の改正を行ったところ（令和6年4月1日施行）。

① 介護予防支援の指定対象の拡大

介護予防支援については、センターのみが市町村の指定を受けることができ、その一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができることとされており、令和3年度介護報酬改定においては、委託連携加算の創設など委託をしやすい環境の整備を進めてきたところ。

ア 令和5年改正法の内容

他方、高齢化の進展に伴いセンターの介護予防支援に係る業務の負担感は増大しており、令和4年地方分権改革提案においても、一部の自治体から、センターの業務負担軽減のための介護予防支援の指定対象の拡大が求められた。

こうした背景を踏まえ、昨年の社会保障審議会介護保険部会においても、介護予防支援の指定の範囲についての議論がなされ、「センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。」との意見が取りまとめられた。

こうした介護保険部会の意見を踏まえ、令和5年改正法において、

- ・介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業者を追加するとともに（参考1）、介護予防支援に関するセンターの一定の関与を担保するため、
- ・センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として、介護予防サービス計画の検証を追加し、当該検証に当たり必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができる（参考2）

こととする措置を講じたところ。

(参考1) 令和5年改正法条文(介護予防支援の指定対象の拡大)

(指定介護予防支援事業者の指定)
第百十五條の二十二 第五十八條第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

(参考2) 令和5年改正法条文(センターの一定の関与を担保)

(地域支援事業)
第百十五條の四十五 (略)
2 (略)
一、二 (略)
三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(介護予防支援事業に関する情報提供の求め等)
第百十五條の三十の二 市町村長は、第百十五條の四十五第二項第三号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。

イ 今後のスケジュール等

指定居宅介護事業者が市町村の指定を受けて指定介護予防支援を実施する場合の指定基準や介護報酬については、社会保障審議会介護給付費分科会の議論を踏まえてお示しすることとしている。

また、センターの一定の関与に関する包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実務の詳細については、指定基準等の内容やセンターの業務負担軽減の観点も含め検討中であり、今年度中に介護保険施行規則や地域支援事業実施要綱の改正等を行い、その内容をお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

ウ その他留意事項

次の内容については、従前どおりであることを申し添える。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は、地域包括支援センターが実施(指定居宅介護支援事業者への委託可能)するものであること
- ・また、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けている場合に指定居宅介護支援事業者にその一部を委託することができること

② 総合相談支援業務の一部委託

センターが行う総合相談支援業務については、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応や認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のため、その機能の活用が期待されている。

こうした背景を踏まえ、昨年¹の社会保障審議会介護保険部会においても、センターの総合相談支援機能を最大限に発揮するための業務負担軽減方策についての議論がなされ、「総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。」との意見が取りまとめられた。

こうした介護保険部会の意見を踏まえ、令和5年改正法において、総合相談支援業務の一部について実施方針を示した上で、その委託を可能とする措置を講じたところである（参考3）。

（参考3）令和5年改正法条文（総合相談支援業務の一部委託）

（実施の委託）

第百十五条の四十七 （略）

2・3 （略）

4 地域包括支援センターの設置者は、**指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者**に対し、**厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業の一部を委託することができる。**この場合において、当該委託を受けた者は、**第一項の方針（地域包括支援センターの設置者が市町村である場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより当該市町村が示す当該事業の実施に係る方針）に従って、当該事業を実施するものとする。**

ア 総合相談支援業務の一部委託の対象について

令和5年改正法において、総合相談支援業務の委託対象は、「指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者」とされているところ、この「厚生労働省令で定める者」の範囲については検討中であるが、現在のところ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下4において同じ。）第140条の67に定める包括的支援事業を委託することができる主体の規定を踏まえつつ、指定地域密着型サービス事業者や老人介護支援センターなど、地域に根ざした相談機能を有する機関をお示しすることを想定している。詳細については、今年度中に介護保険法施行規則の改正を行い、お示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

イ 一部委託分に関する地域支援事業交付金等の取扱いについて

センターから総合相談支援業務を受託した者の当該業務の運営に要する経費については、地域包括支援センターの運営に要する経費として地域支援事業交付金（重層的支援体制整備事業交付金）の交付対象となる。交付対象額の計算方法については、令和6年度に地域支援事業交付金交付要綱の改正を行い、お示しすることとしている。

(2) その他地域包括支援センターの業務負担の軽減や質の向上に係る取組について

① 柔軟なセンターの職員配置

昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見において、「人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である」とされたところ。

介護保険部会の意見を踏まえた具体的な内容については検討中であるが、今年度中に、介護保険法施行規則の改正を含めた所要の措置を講じ、その内容をお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

② 総合事業として行う第1号介護予防支援事業の見直し

センターが行う第1号介護予防支援事業について、質の確保を図りつつ、その業務負担の軽減を行う観点から、昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見において、「総合事業において、従前相当サービス等として行われる介護予防ケアマネジメントAについて、利用者の状態像等に大きな変化がないと認められる場合に限り、モニタリング期間の延長等を可能とすることが適当である。」とされたところ。

介護保険部会の意見を踏まえ、今年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」等の改正を予定しているので、ご承知おき願いたい。

③ センターの事業評価指標の見直しについて

平成30年度に策定したセンターの事業評価指標について、調査研究事業（令和5年度老人保健健康増進等事業）を活用し、施行5年を経過していることや、今般の制度改正の内容等も踏まえ、見直しの検討を行うこととしている。

仮に見直しを行う場合は、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（通知）」（平成30年7月4日厚生労働省老健局振興課長通知）を令和6年度に改正し、市町村・センターにおける評価は当該評価指標に従い令和7年度に前年度分を評価することとなるので、あらかじめご承知おき願いたい。

なお、事業評価の結果については、同通知に基づき、毎年度、老健局認知症施策・地域介護推進課あて報告いただいているところであり、令和7年度以降の報告における報告事務の効率化についての検討を併せて行っていることを申し添える。

④ 原案作成委託料支払いシステムの対応（地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に介護予防支援等を委託する場合の委託費支払事務の効率化）について

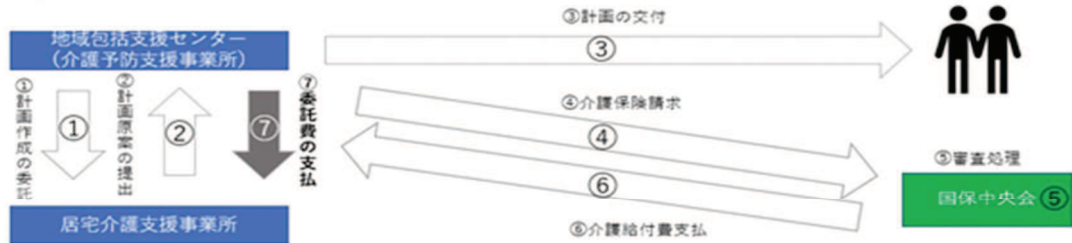
現在、センター（指定介護予防支援事業者）から委託を受けて介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業者が委託費を受領する場合は、センターが国保連合会に対して介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）の請求を行い、審査処理後に地域包括支援センターに対して介護給費等を支払った後にセンターから指定居宅介護支援事業者へ委託費を支払っている。

一方で、一部の国保連合会において、センターが請求する介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）から委託先の指定居宅介護支援事業者に委託費を支払うスキーム（代理受領）も存在している。

上記のスキームを全国標準の仕組みとして活用することでセンターの事務負担軽減が期待できることから、本年度中に改修等を実施し、令和6年度から運用できるよう対応をしているところ。正式な稼働が決まった際には改めて周知させていただきたい。

(イメージ図)

【現行のフロー】



【システム化後のフロー】

